# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 目評価書	基礎項

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

長野県知事

### 公表日

令和7年10月21日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務			
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に係る事務を行う。 ①申請者が市町村へ申請書を提出 ②保健福祉事務所で受理し、精神保健福祉センターへ進達 ③精神保健福祉センターで受理、審査 ④認定決定、保健福祉事務所へ手帳を送付 ⑤保健福祉事務所が市町村へ手帳を送付 ⑥市町村にて申請者に手帳を交付			
③システムの名称	精神保健福祉業務管理システム、中間サーバー、統合利用番号連携サーバー			

#### 2. 特定個人情報ファイル名

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠
・番号法第9条第1項 別表 22項
・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	·番号法第19条第8号に基 【情報照会の根拠】	基づく主務省令第2条の表 14、18、20、37、41、42、48の項 基づく主務省令第16条、第20条、第22条、第39条、第43条、第44条、第50条 基づく主務省令第2条の表 41の項 基づく主務省令 第43条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部疾病・感染症対策課
②所属長の役職名	疾病·感染症対策課長

#### 6. 他の評価実施機関

長野県精神保健福祉センター

# 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lgjp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部疾病・感染症対策課 TEL:026-235-7109(直通)

Ε

]適用した

9. 規則第9条第2項の適用

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>					
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		(選択肢) [ 500人未満 ] (300人以上 2)500人未満					
		令和7年3月31日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	(選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし					

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書	] は、それぞれ重点:	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 到 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネット	ワークシステム	を通じた入手を除く	(。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託	Ħ		[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移動	転(委託や情報技	是供ネットワークシ	ステムを通じた提供	を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	[ ]接続	しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	<選択肢>		
T1001071KJK	への対策は十分であると考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 [ ]外部監査		
10. 従業者に対する教育	<b>啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>		
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えら れる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	特定個人情報取扱要領を策定し、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全措置を講じるとともに、特定個人情報を含む書類については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5-②所属長名	保健·疾病対策課長 西垣 明子	衛生技監兼保険・疾病対策課長	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
	I-5-②所属長名	衛生技監兼保健·疾病対策課長	保健・疾病対策課長	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和3年11月12日	I -4-2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二 ···	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8項 別表第二 ···	事後	番号法の改正による条ずれ を修正
令和4年4月1日	Ⅰ-7請求先	上記の他、県内10か所の地方事務所行政情報コーナー	上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー	事後	組織改正時の修正漏れであり、重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	I-3法令上の根拠	・番号表第9条第1項 別表第一 14項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令	・番号表第9条第1項 別表 22項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更、追加及び記載漏れとなっていた法令を追加する変更であるため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I−4−②法令上の根拠	の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の 2の項、57の項、79の項、106の項、116の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、20、37、41、42、48の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条、第20条、第22条、第39条、第43条、第44	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更、追加及び記載漏れとなっていた法令を追加する変更であるため、重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	I -5一①部署	健康福祉部保健・疾病対策課	健康福祉部疾病・感染症対策課	事後	番号法の改正による条ずれ を修正
令和7年10月21日	I-5-②所属長の役職名	保健·疾病対策課長	疾病·感染症対策課長	事後	番号法の改正による条ずれ を修正
令和7年10月21日	Ⅰ-8連絡先	〒380-8570  長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野	〒380-8570  長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野	事後	番号法の改正による条ずれ を修正
令和7年10月21日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計 数の日の変更であり、しきい 値判断にも変更はないため、 重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	IV-8 人手を介在させる作業	_	〇十分である。 判断の根拠:マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加 で、重要な変更に該当しな い。
令和7年10月21日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策	_	〇十分である。 判断の根拠:特定個人情報取扱要領を策定し、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全措置を講じるとともに、特定個人情報を含む書類については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加 で、重要な変更に該当しな い。